岩礁破砕等許可申請の手引き

令和８年１０月３０日
水産振興課　漁業管理グループ

青森県漁業調整規則第４６条第１項の規定によるいわゆる「岩礁破砕等許可」は、海面の漁業権漁場内で岩礁破砕等を行うための許可を受けるものです。特別に許可するものであることから、期間・区域などは手広く解除するのではなく、できるだけ限定的なものとすることにしています。

以下を参考にしながら申請を行ってください。不明点については下記提出先へお問い合わせください。

1.　申請について

A）提出書類

以下の提出書類一覧表を参照し、提出書類を作成してください。

「原本」と記載されている書類以外は、電子データでの提出も可能です。

【提出書類一覧表】

	書類	記載内容等
①	岩礁破砕等許可申請書	・記載方法は「B）申請書の記載方法」を参照。
②	調査計画書	・調査概要、調査日程、調査区域図、使用船舶、などについて詳細に記載する。 ・調査区域図は調査点に経緯度を表示し、漁業権漁場の区域がわかるように記載する。
③	緊急時連絡体制フロー図	・調査責任者、漁業権者（漁業協同組合）、調査区域の管轄警察署・消防署、海上保安部、近隣の病院などの連絡先（担当者名、住所、電話番号等）を詳細に記載する。
④	・同意書（原本）（要押印）	・漁業権漁場の漁業権者（漁業協同組合）から申請者宛ての同意書を添付する。 ただし、当該漁業権漁場の漁業権者自身が申請する場合は、同意書の添付は不要。 ・同意書には「同意年月日」「同意内容（目的、調査区域、調査期間、使用船舶など）」「同意期限」などを記載する。 ・同意書には漁業権者の押印が必要。

		・複数の漁業協同組合が漁業権を共有している場合は、その共有者の同意書も必要。
⑤	【船舶を使用する場合】 ・使用船舶一覧表 ・船舶検査証書（写し） ・船舶検査手帳（写し） ・漁船登録票（写し）	・使用船舶一覧表には「船名」「漁船登録番号（船舶番号）」「所有者氏名・住所」「役割・用途」について記載する。「役割・用途」は当該調査における役割・用途について記載する。 ・漁船登録がある船舶の場合は漁船登録票の写しも添付する。
⑥	【船舶を借用する場合】 ・船舶使用承諾書（原本） （要実印） ・印鑑登録証明書（原本）	・船舶の所有者から申請者宛ての船舶使用承諾書を添付する。 ・船舶の所有者の実印を押印する。 ・下線部には調査等の名称を記載する。 ・漁船登録の無い船舶を使用する場合は、「２　漁船登録番号」欄に船舶番号を記載する。 ・「６　使用権の種類」欄は「使用貸借」か「賃貸借」のいずれかに○をする。 ・船舶の所有者の印鑑登録証明書を添付する。
⑦	【潜水士を利用する場合】 ・潜水士免許証（写し） ・潜水士の住民票（写し可）	・潜水士免許証は、カードタイプは表裏両面、紙タイプはすべてのページの写しを添付する。
⑧	【委託契約による調査等の場合】 ・委託契約書（写し）	・調査等の業務を受注した者が申請する場合は委託契約書の写しを添付する。

B） 申請書の記載方法

以下の記載方法を参照し、申請書を作成してください。

【申請書記載方法】

	書類	記載内容等
①	住所及び氏名	・住所については都道府県名から記載し、建物名・階数等まで記載する。 ・氏名については名称を省略せずに記載し、その下段に代表者の職・氏名を記載する。
②	1　目的	・調査名や委託業務名を含めて、調査の目的を簡潔に記載する。
③	2　漁業の免許番号	・（記載例） 例１） 西共第〇〇号共同漁業権漁場の区域 例２） 東共第〇〇号、第〇〇号共同漁業権漁場の区域
④	3　区域	・（記載例） 例１） 〇〇市〇〇地先の西共第〇〇号共同漁業権漁場の区域のうち、次のア、イの各点。（別紙図面参照） ア　北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒 イ　北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒 例２） 〇〇市〇〇地先の東共第〇〇号共同漁業権漁場のうち次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域。（別紙図面参照） ア　北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒 イ　北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒 ウ　北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒 エ　北緯〇〇度〇〇分〇〇秒、東経〇〇度〇〇分〇〇秒 ・詳細な地点の把握のため「〇〇市〇〇地先の～」のように始め、経緯度を含めて文章で記載する。 ・調査地点が複数ある場合は、まとめずに１つずつ記載する。

⑤	4　期間	・（記載例） 例１） 許可日から６月３０日まで 例２） ８月１日から９月３０日まで 例３） 令和５年１０月１日から令和６年３月３１日まで 例４） ①８月１日から９月３０日まで ②１１月１日から１２月３１日まで ・年度をまたぐ申請はできないため、翌年度４月１日以降の調査については新たに申請が必要。
⑥	5　補償の措置	・補償がない場合はその理由、補償がある場合はその内容を記載する。
⑦	6　その他参考となるべき事項	・船舶や潜水士の使用の有無、船名・漁船登録番号（船舶番号）、添付書類、その他特記すべき事項を記載する。

C）備考

- 作成した提出書類の事前確認を希望する場合は、書類の電子データを「３．提出先」のメールアドレス宛てに送信してください。メールの件名は「岩礁破砕等許可申請書類の事前確認について（調査名）」としてください。
- 調査開始日の１ヶ月前までに申請書を提出してください。
- 原則として、許可証は申請者住所に送付します。別の住所への送付を希望する場合はその旨ご連絡ください。

D）計画変更時の手続き

許可後に申請書の内容が変更になる場合は、「計画変更届」を、許可証及び当該変更内容に係る添付書類と併せて、事前に提出してください。

2.　許可証の返納

調査期間終了後１ヶ月以内に許可証を返納してください。

3. 提出先

申請者の住所に応じて担当部署が異なります。以下の担当一覧表を参照し、郵送、持参、メール（原本が必要な書類以外）のいずれかの方法で提出してください。

メールの場合は件名に「岩礁破砕等許可申請について（調査名）」と入れてください。

【担当一覧表】

管轄区域	担当部署		連絡先
下記以外の市町村、県外	青森県農林水産部水産局　水産振興課 漁業管理グループ	所在地	〒０３０－８５７０ 青森市長島一丁目１－１
		電話番号	０１７－７３４－９５９３
		FAX 番号	０１７－７３４－８１６６
		Email	sshinko@pref.aomori.lg.jp
八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町	八戸水産事務所 水産普及課	所在地	〒０３９－１１６１ 八戸市大字河原木字北沼１－１３１
		電話番号	０１７８－２１－１１８５
		FAX 番号	０１７８－２０－１１０８
		Email	ha-suisan@pref.aomori.lg.jp
むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村	むつ水産事務所 水産普及課	所在地	〒０３５－００７３ むつ市中央一丁目１－８
		電話番号	０１７５－２２－９７３２
		FAX 番号	０１７５－２２－８６２６
		Email	mu-sauisan@pref.aomori.lg.jp
五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	鰺ケ沢水産事務所 水産普及課	所在地	〒０３８－２７６１ 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸３８４－３７
		電話番号	０１７３－７２－４３００
		FAX 番号	０１７３－７２－７２５１
		Email	aj-suikai@pref.aomori.lg.jp

4. その他

- 調査等に当たっては、近隣漁協や地区漁業団体等に事前説明を十分に行うなど、トラブルが生じないよう配慮をお願いいたします。
- 海面の漁業権漁場の区域・番号については、海上保安庁の「海洋状況表示システム（海しる）」をご活用いただけます。